

諮問庁：国立大学法人弘前大学

諮問日：平成29年6月28日（平成29年（独情）諮問第35号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（独情）答申第25号）

事件名：特定年頃に卒業した特定個人の出身高校が分かる文書の不開示決定  
（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人弘前大学（以下「弘前大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年5月22日付け弘大総第1086号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から提出された意見書には諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されており、本答申ではその内容は記載しない。

特定年頃に弘前大学を卒業した特定所属特定職の警察官A氏の出身高校の開示を求め、該当する法人文書の存否を明らかにせず、当該請求を拒否する決定がなされた。この決定に不服があり、審査を請求する。

特定日、A氏は、私に関する第三者の申告が虚偽であることを確認したにも拘らず、法的根拠なく私を監禁し、私の所属する会社の社長等と呼びつけて事実と違うことを伝えた。このため、私はA氏とこの虚偽申告を教唆した人物が友人関係にあったかどうかを調査している。

警察官には友人の捜査の回避義務（犯罪捜査規範14条）があるため、弘前大学が保有するA氏の出身高校の記録は、現在の公務員としての職務遂行の適否と密接に関わっており、法5条1号ただし書ハ「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する。

私は開示請求書にこの条文と情報の用途を明示している。この法5条1号ただし書ハは日本国憲法第16条（請願権）を担保するものであるから、この請求拒否は私に対する人権侵害である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 請求された法人文書

法人文書開示請求書により、審査請求人から開示請求された法人文書は別紙に掲げる文書（本件対象文書）である。

#### 2 法人文書の開示・不開示の検討

本件請求は、特定個人であるA氏の出身高校が分かる文書の開示を求めているが、当該情報は法5条1号の個人に関する情報であるため、不開示情報に該当する。

また、本件請求は、A氏が弘前大学に在籍していたことを前提に文書の開示を求めているが、特定個人が本学に在籍していたという事実の有無は、法5条1号の個人に関する情報であるため不開示情報に該当する。本件対象文書の存否を応えることは、A氏が本学に在籍していたという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものであることから、法8条に基づき、当該法人文書の存否を明らかにせず、当該開示請求を拒否する決定が適切と判断した。

審査請求人は、A氏は現在公務員であり、本件請求は公務員としての職務遂行の適否と密接に関わっているため、法5条1号ただし書八に該当すると主張するが、本学に在籍していた当該個人の出身高校は、公務員が行政機関等の一員として担任する職務の遂行に係る活動の情報であるとは考えられず、同号ただし書八には該当しないと判断した。

以上のことから、法8条に基づき、当該法人文書の存否を明らかにせず、当該開示請求を拒否する決定を行ったものである。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月18日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年8月1日 審議
- ⑤ 同年9月4日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、特定個人が弘前大学に在籍していたという事実の有無という法5条1号に該当する不開示情報を開示することになるため、その存否を明らかにしないで開示決定を拒否した原処分は妥当である旨説明することから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥

当性について検討する。

## 2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件開示請求は、個人を特定した上で、当該個人が弘前大学に在籍していたことを前提に、その出身高校が記録された文書の開示を求めており、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が弘前大学に在籍していたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。また、当該情報については、弘前大学において慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとすべき事情は認められず、さらに、審査請求人が主張するように特定個人が公務員であったとしても、個人の学歴は公務員等の職及び職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハには該当せず、加えて、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司

## 別紙（本件対象文書）

特定年頃に卒業した「A」さんの出身高校を教えてください。「A」さんは現在公務員です。私は「A」さんが、特定時期に担当してはいけない案件を担当したかどうかを調査しています。この開示請求はこの調査のためにのみ必要なこと（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律5条1号ただし書ハに該当）で、他の目的には使用致しません。私は「A」さんが担当した案件が原因で会社に辞表を提出させられた者で、窮状にあり、助けて頂きたいと開示請求をお願いしております。もし出身高校が特定都道府県以外であれば開示の必要はございませんので、その旨お知らせ下さい。